

徳島県選挙管理委員会規程（昭和四十年徳島県選挙管理委員会告示第二号）第十七条ただし書の規定により、令和八年徳島県選挙管理委員会告示第十四号を、令和八年一月二十七日午前八時三十分、徳島県庁正門前の掲示場に次のとおり掲示して公告した。

令和八年一月二十七日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

徳島県選挙管理委員会告示第十四号

令和八年二月八日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

令和八年一月二十七日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

審 査 分 会 長		審査分会長の職務を代理すべき者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
徳 島 市	平 畠 充 祐	徳 島 市	濱 竜 哉